

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2020.7 VOL.27



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2020.7 VOL.27)

I 巻頭挨拶「2期目に当たって」 日本商品先物取引協会 山崎 恒 会長	1
II 任期満了に伴う役員及び常設委員会等委員の選任について	3
III 令和2年度事業計画及び収支予算について	6
IV 総合取引所化に伴う本会の対応について	10
V 令和2年度の内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について	14
VI 令和元年度（令和2年3月期）国内商品市場取引を行う 会員25社の業務状況について	16
VII 2019（令和元）年度の相談等業務レポートの概要について	18
VIII 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	20
2 店頭商品CFD取引の状況	21
3 登録外務員数の推移	23
4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	24
5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	24
6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	25

I. 巻頭挨拶

「2期目に当たって」



日本商品先物取引協会
会長 やま ざき ひさし
山 崎 恒

会員各位におかれましては、平素より、日本商品先物取引協会（日商協）の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、令和2年6月17日の第29回通常総会で選任された理事による役付理事互選会において、日商協の会長として再選され、19日に就任いたしました。同時に再任された二家副会長、小川副会長、井上専務理事とともに、2期目の職務に誠心誠意取り組んでまいる所存です。

さて、7月27日に東京商品取引所の貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場が大阪取引所に移管されるとともに、清算機関の日本証券クリアリング機構と日本商品清算機構が合併することにより、証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所が誕生いたしました。大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎを行うため、関係する会員におかれましては、滞りなく第一種金融商品取引業の新規登録又は変更登録をされ、日本証券業協会にも加入されました。これを契機にシナジー効果が発揮され、商品先物取引法と金融商品取引法の下での商品デリバティブ取引が活況になることを願っております。

1期目の平成30年からの2年間を振り返りますと、懸案であった総合取引所構想が、同年秋ころからにわかに現実化し、関係方面の様々な議論、調整を経て、平成31年3月に東京商品取引所と日本取引所グループとの間で経営統合に向けて基本合意が締結され、その後の正式契約の締結、株式の公開買い付けを経て、同年11月に日本取引所グループが東京商品取引所を完全子会社とする経営統合が完了いたしました。この間、日商協としましては、会員が総合取引所への移行にスムーズに対応できるよう側面支援することが大きな課題であり、役割であるにとらえ、種々の取組みを行ってきました。具体的には、日本証券業協会と様々な協議を重ね、その結果、令和2年3月1日から施行された「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」において、関連する諸規則の改正が行われたほか、証券外務員の登録や内部管理責任者等の任命

に関しても業務実態に適った規定が設けられました。併せて、証券外務員の登録等に関して業務委託を受け、認定研修や登録申請の運営に協力するなどしてまいりました。

また、商品先物取引業と金融商品取引業を兼業する会員の利便性を高める観点での検討課題として、会員の企業情報の開示方法、外務員登録試験制度・内部管理者制度、苦情・紛争仲介の取り扱い等があります。これらについても、引き続き日本証券業協会並びに関係する団体との協議を進めてまいります。

本年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大という、未曾有の事態に直面しました。その結果、経済活動の停滞と同時に、社会全体として新しい生活様式を取り入れることが必然となりましたが、そのような局面においても、なお、商品先物取引のリスクヘッジや現物の受渡し等を通じて価格や需給の安定が求められ、期待されていることは、商品先物取引が産業インフラとして不可欠なものであり、重要な役割を担っていることの証と言えます。

日商協は、今後も商品先物取引法に基づく自主規制機関として存続してまいります。商品デリバティブ取引が商品先物取引法と金融商品取引法の下で行われることにより、会員の構成やビジネスモデルが変化する大きな転換期を迎えることから、日商協の組織や各種事業のあり方を含めた効率的な運営について更に検討を続け、事業計画に掲げている事業を確実に推進してまいり所存でございます。

会員各位におかれましては、これまでと同様にコンプライアンス体制の整備に万全を期して、不断の取り組みを継続していただきますよう切にお願いいたしますとともに、今後とも日商協の事業運営にご協力・ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私からの就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

Ⅱ. 任期満了に伴う役員及び常設委員会等委員の選任について

任期満了に伴い役員及び常設委員会等委員が選任されましたので、ご紹介します。

1. 役員を選任

令和2年度は、2年の任期満了に伴う役員（理事及び監事）改選期になります。

会員役員については、5月15日に書面審議による会員役員選考委員会が開催され、理事4名、監事1名の候補者が推薦されました。また、会員外役員については、役員選任規程に基づき、会長が理事10名、監事2名の候補者を選定しました。

この17名（理事14名、監事3名）の候補者は、第29回通常総会（6月17日開催）において満場一致で選任されました。

新しい理事の選任を受け、6月19日に書面審議により開催された役付理事互選会で会長、副会長及び専務理事の互選が行われ、会長には山崎恒理事、副会長には二家勝明理事及び小川潔理事、専務理事には井上明理事がそれぞれ選任されました。

新たな体制は次のとおりです。今後とも、何卒、よろしくお願い申し上げます。

◆ 役員（17名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
会長	山崎 恒	会員外	弁護士
副会長	二家 勝明	会員	日産証券(株) 代表取締役会長
副会長	小川 潔	会員外	
専務理事	井上 明	会員外	
理事	有山 雅子	会員外	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
理事	石崎 隆	会員外	(株)東京商品取引所 代表取締役社長
理事	稲垣 隆一	会員外	弁護士
理事	宇佐美 洋	会員外	多摩大学大学院 教授
理事	岡地 和道	会員	岡地(株) 代表取締役社長
理事	河内 隆史	会員外	明治大学 名誉教授
理事	多々良 實夫	会員	豊商事(株) 代表取締役会長
理事	長澤 孝昭	会員外	ジャーナリスト・(株)時事総合研究所 客員研究員
理事	藤崎 一彦	会員	(株)みずほ銀行 市場営業部部長
理事	升田 純	会員外	中央大学法科大学院 教授・弁護士
監事	木下 恵嗣	会員外	公認会計士・税理士
監事	中島 義則	会員外	弁護士
監事	細金 英光	会員	(株)フジトミ 代表取締役社長

2. 常設委員会等委員の選任

常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）委員及び規律委員会委員が7月26日に、綱紀委員会委員が9月25日に2年の任期を満了するため、第170回理事会（7月21日開催）において、常設委員会委員長、規律委員会委員長、副委員長及び委員、綱紀委員会委員長及び委員の委嘱の同意を得るとともに、常設委員会委員長の推薦を受けて副委員長及び委員が次のとおり選任されました。

◆ 自主規制委員会委員（12名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	山崎 恒	会員外	協会会長（弁護士）
副委員長	升田 純	会員外	協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	井上 明	会員外	協会専務理事
委員	尾崎 安央	会員外	早稲田大学法学部教授
委員	河内 隆史	会員外	協会理事（明治大学名誉教授）
委員	近藤 益生	会員	岡地(株)取締役管理本部長
委員	佐川 浩	会員	I G証券(株)取締役経営管理部長兼コンプライアンス室長
委員	瀧田 照久	会員	豊商事(株)取締役管理本部コンプライアンス部長
委員	中川 俊和	会員	(株)みずほ銀行グローバルマーケット業務部次長
委員	畑中 鐵丸	会員外	弁護士
委員	松田 勇次	会員	日産証券(株)常務取締役コンプライアンス本部長

◆ 総務委員会委員（11名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	二家 勝明	会員	協会副会長（日産証券(株)会長）
副委員長	多々良實夫	会員	協会理事（豊商事(株)会長）
委員	有山 雅子	会員外	協会理事（(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地(株)社長）
委員	岡本 安明	会員	岡安商事(株)会長
委員	木下 恵嗣	会員外	協会監事（公認会計士・税理士）
委員	釧持 宏昭	会員	北辰物産(株)社長
委員	中川 俊和	会員	(株)みずほ銀行グローバルマーケット業務部次長
委員	中島 義則	会員外	協会監事（弁護士）
委員	細金 英光	会員	協会監事（(株)フジトミ社長）
委員	依田 年晃	会員	サンワード貿易(株)社長

◆ 規律委員会委員（8名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	山崎 恒	会員外	協会会長（弁護士）
副委員長	升田 純	会員外	協会理事（中央大学法科大学院教授・弁護士）
副委員長	二家 勝明	会員	協会副会長（日産証券(株)会長）
委員	石崎 隆	会員外	協会理事（(株)東京商品取引所社長）
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地(株)社長）
委員	多々良 實夫	会員	協会理事（豊商事(株)会長）
委員	中島 義則	会員外	協会監事（弁護士）

◆ 綱紀委員会委員（12名）

役名	氏名	会員/会員外	所属・役職等
委員長	山崎 宏征	会員外	弁護士
委員	稲垣 隆一	会員外	協会理事（弁護士）
委員	岡地 和道	会員	協会理事（岡地(株)社長）
委員	小川 潔	会員外	協会副会長
委員	小宮山 澄枝	会員外	弁護士
委員	高木 賢	会員外	弁護士
委員	多々良 實夫	会員	協会理事（豊商事(株)会長）
委員	長澤 孝昭	会員外	協会理事（ジャーナリスト・(株)時事総合研究所客員研究員）
委員	二家 勝明	会員	協会副会長（日産証券(株)会長）
委員	細金 英光	会員	協会監事（(株)フジトミ社長）
委員	吉野 高	会員外	弁護士
委員	依田 年晃	会員	サンワード貿易(株)社長

文責：有田

Ⅲ. 令和2年度事業計画及び収支予算について

令和2年度事業は、3月18日開催の第33回臨時総会において事業計画及び収支予算が承認され、4月1日からスタートいたしました。

本会事業への理解を深めていただくため、令和2年度事業推進の基本方針とともに、令和2年度事業計画及び収支予算を掲載いたします。

【令和2年度事業推進の基本方針】

令和元年度は、個人顧客を相手方とする対面取引を行う会員に対する監査を実施し、平成29年度からの3か年で対象となる会員を一巡するとともに、4月1日からの反社会的勢力の排除に関する規則の施行と併せて反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運用する一方、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関して、会員が直面しているリスクを特定、評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）による管理体制の構築と維持について主務省と連携して支援するなど、会員の自主的な取組に対する支援を通じて引き続き自主規制機能の強化に努めてきた。

総合取引所については、令和元年11月1日に㈱日本取引所グループが㈱東京商品取引所を完全子会社化する経営統合が行われ、令和2年7月27日にはエネルギーを除く、貴金属、ゴム及び農産物が、㈱東京商品取引所から㈱大阪取引所に移管されることになった。これに伴い、会員にあっては第一種金融商品取引業の新規登録又は変更登録に向けた体制整備に取り組むことになり、日本証券業協会との証券外務員の登録や自主規制規則の改正等に関する協議を通じて、会員に対する支援を行ってきた。

令和2年度は、商品の移管による会員構成の変化を踏まえて会費の削減と事業の見直しを行うとともに、商品関連市場デリバティブ取引との関連性に着目した自主規制のあり方（ハーモナイゼーション）、ネット取引の特性等に着目した自主規制や監査のあり方を検討し、商品先物取引業を取り巻く環境の変化に対応した自主規制活動を展開することにより、多くの会員が金融商品取引業を兼業する中で、商品先物取引業に係るコンプライアンス水準の向上への自主的な取組を支援することとする。

また、商品関連市場デリバティブ取引に係る証券外務員の登録等に関する日本証券業協会との協力、連携を行うことにより、会員がスムーズに対応できるよう側面支援を行うこととする。

7月以降の総合取引所の進展に加え、店頭商品デリバティブ取引や外国商品市場取引の動向を見つつ、必要に応じて今後の本会の体制や運営のあり方に関して検討することとする。

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理体制と運用状況に関するモニタリング（監査）の着実な実施
 - ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
 - ③ 内部管理責任者等資格研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。）、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
 - ⑤ 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ⑥ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑦ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑧ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
 - ② インターネット取引に関する監査手法の整備
 - ③ 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
 - ④ 日本商品委託者保護基金等の関係機関との監査に係る体制整備の検討
 - ⑤ 会員の経理に関する調査の実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 商品の移管に伴う試験・テキストの見直し
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の充実

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

5. その他

- (1) 商品の移管に伴う必要な事業
- (2) 商品関連市場デリバティブ取引に係る証券外務員の登録等に関する日本証券業協会との協力、連携

令和2年度 収支予算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：千円）

科 目	令和2年度 予算額①	令和元年度 変更予算額②	増 減①-②
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①特定資産運用収入	0	8	△ 8
②入金収入	0	0	0
③会費収入			
定額会費	123,000	134,037	△ 11,037
比例会費	70,000	148,544	△ 78,544
④事業収入			
紛争仲介手数料収入	420	540	△ 120
受講・受験料収入	4,275	5,173	△ 898
登録料収入	2,110	2,854	△ 744
反社照会手数料収入	12	0	12
特例商先外務員登録委託料収入	1,973	0	1,973
⑤雑収入	30	21	9
事業活動収入計 (a)	201,820	291,177	△ 89,357
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
自主規制業務費支出	4,662	5,255	△ 593
紛争処理等業務費支出	4,246	3,361	885
試験登録事業費支出	12,132	6,360	5,772
広報実施費支出	1,478	2,091	△ 613
退職給付支出	104,953	132,164	△ 27,211
職員給与支出	17,865	15,990	1,875
役員報酬支出	0	12,071	△ 12,071
事務所賃料支出	13,062	12,963	99
その他業務管理費支出	7,524	7,767	△ 243
事業費支出計 (b)	165,922	198,022	△ 32,100
②管理費支出			
職員給与支出	37,955	36,472	1,483
役員報酬支出	6,224	5,461	763
退職給付支出	0	1,000	△ 1,000
総会・委員会支出	2,994	2,965	29
事務所賃料支出	4,353	4,321	32
その他業務管理費支出	9,103	10,383	△ 1,280
管理費支出計 (c)	60,629	60,602	27
事業活動支出計 (d)=(b)+(c)	226,551	258,624	△ 32,073
事業活動収支差額 (e)=(a)-(d)	△ 24,731	32,553	△ 57,284
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	13,070	△ 13,070
投資活動収入 (f)	0	13,070	△ 13,070
2. 投資活動支出			
①固定資産取得支出			
ソフトウェア	0	2,343	△ 2,343
②特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	25,125	26,464	△ 1,339
運営準備積立資産取得支出	0	20,000	△ 20,000
システム更新等準備積立資産取得支出	0	1,800	△ 1,800
投資活動支出計 (g)	25,125	50,607	△ 25,482
投資活動収支差額 (h)=(f)-(g)	△ 25,125	△ 37,537	12,412
III. 予備費支出 (i)	2,000	0	2,000
当期収支差額 (A)=(e)+(h)-(i)	△ 51,856	△ 4,984	△ 46,872
前期繰越収支差額 (B)	51,856	56,840	△ 4,984
次期繰越収支差額 (C)=(A)+(B)	0	51,856	△ 51,856

IV. 総合取引所化に伴う本会の対応について

第 77 回自主規制委員会（6 月 9 日開催）及び第 169 回理事会（6 月 23 日開催）において、令和 2 年 7 月 27 日の(株)東京商品取引所から(株)大阪取引所への商品移管による総合取引所化に伴う本会の対応について審議し、1. 及び 2. の対応を行うことを決議するとともに、今後の検討課題を確認しました。

1. 役員使用人に対する処分に係る対応

- (1) 商品先物取引法（以下「商先法」という。）と金融商品取引法（以下「金商法」という。）という適用される法令は異なるものの、実態は、総合取引所化後も一人の登録外務員が同一の委託者に対し、商品デリバティブ取引（石油など）と商品関連市場デリバティブ取引（金など）を一緒に営業するケースは十分想定されます。

仮に商品関連市場デリバティブ取引について違反等行為を行い、日本証券業協会（以下「JSDA」という。）が職務停止等の処分を科した場合でも、処分期間中において商品デリバティブ取引（石油など）の業務に従事することが可能となり、JSDA の処分の効果が及ばないことで委託者の保護が不十分となる恐れがあります。

- (2) 本会では、会員には、所属する役員使用人について、法令諸規則を遵守するよう教育・指導し、管理・監督する一般的な義務があることに鑑み、総合取引所化に伴い移管された上場商品について、JSDA が禁止行為を行った役員使用人を金商法等に基づき処分した場合、本会は当該役員使用人の所属する会員に対し、当該役員使用人が処分理由となった違反等行為（類似するものを含む。）を行うことのないよう適正に管理されたい旨の要請を行うこととし、以下のとおり対処方針を定め、本会として当該方針に沿って取り組む旨、令和 2 年 7 月 6 日付けにて会員代表者に周知しました。

【日本証券業協会から処分を受けた役員使用人に対する措置について（対処方針）】

1. 会員は、在籍する役員使用人が、日本証券業協会から、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務において、金融商品取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止、又は同協会規則上の不都合行為者の取扱い若しくは職務禁止の措置（以下「処分」という。）を受けた場合には、定款の施行に関する規則第 6 条第 1 項第 6 号に基づき、当該処分を受けた者の氏名、処分の内容及びその理由を、遅滞なく、当該会員より本会に報告する必要がある。
2. 本会は、当該会員に対し、上記 1. の処分を受けた役員使用人について、商品先物取引業務において当該処分の理由となった違反等行為（類似するものを含む。）を行うことのないよう教育・指導を講じ、適正に管理・監督するよう要請する。
3. この措置については、令和 2 年 7 月 27 日より実施する。

2. 「反社会的勢力照会制度の利用規約」の一部改正

本会では、商品デリバティブ取引及び商品先物市場から反社会的勢力に属する者を排除する

ことを目的として、昨年 4 月 1 日より、「反社会的勢力の排除に関する規則」を施行し、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員は、反社会的勢力への該当性に係る審査を本会に対する照会又はこれと同等以上の方法により実施しなければならないこととなりました。

一方、今回、本会会員のうち、金商法下で専ら商品関連市場デリバティブ取引（金など）のみを取扱う社は、JSDA の特定業務会員として加入しましたが、JSDA では、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において、会員（特定業務会員、特別会員を除く。）は、同協会の提供するシステムを通じて照会することで審査しなければならないものの、特定業務会員は当該システムを使わず、他の方法により審査に努めなければならないこととなっています。

JSDA の特定業務会員である本会会員が、既に本会に対する照会により審査を行っている場合に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務のために、新たに別の審査方法を導入することは非効率であることから、JSDA の特定業務会員である本会会員が希望する場合には、商品関連市場デリバティブ取引の顧客に係る反社会的勢力への該当性の照会について、引き続き本会の照会制度を利用できることとし、「反社会的勢力照会制度の利用規約」を以下のとおり改正し、令和 2 年 7 月 1 日より施行しました。

新	旧
<p style="text-align: center;">（該当性情報の取扱い）</p> <p>第 5 条 利用会員は、該当性情報を「反社会的勢力の排除に関する規則」第 1 条に定める目的（<u>金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 に定める商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を含む。</u>）以外に利用してはならない。</p> <p>2～6 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（該当性情報の取扱い）</p> <p>第 5 条 利用会員は、該当性情報を「反社会的勢力の排除に関する規則」第 1 条に定める目的以外に利用してはならない。</p> <p>2～6 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

3. その他検討が必要な事項

(1) 会員の企業情報の開示

本会では、「会員の企業情報の開示に関する規則」を定め、個人顧客を対象に業務を営む会員に対し、開示記載要領に基づいて年次開示資料を作成し、本店等に備え置く又はホームページに掲載して開示することを義務付けているのに対し、金商法第 46 条の 4 では、金融商品取引業者は事業年度ごとに事業の内容及び財産の状況に関する事項を記載した「説明書類」を作成し、全ての営業所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットにより公表することを義務付けており、具体的な記載事項は金融商品取引業等に関する内閣府令（以

下「金商業等府令」という。)第174条において定められています。

このように会員の企業情報の開示については、自主規制規則と法令に基づくものとの違いがあるものの、総合取引所化によって会員の殆どが金融商品取引業を兼業すること、金商業等府令第174条に規定する記載事項が本会の開示記載要領と重複している部分が多いことに鑑み、金商法令に基づき作成する「説明書類」の提出をもって、本会規則に基づく年次開示資料の一部を代用することができるよう本会規則の改正を検討します。

(2) 会員に対する監査事業

今般の総合取引所化に伴う商品の移管により、従来の個人顧客を対象とした対面取引を主たる業務とする会員に比べ、インターネット取引を主たる業務とする会員の比重が高くなることから、その特性等に着眼した監査手法を整備する必要があります。

インターネット取引を行っている会員の多くが金融商品取引業を兼業していることに鑑み、金融先物取引業協会等の関係団体に対し、インターネット取引に係る監査手法等についてヒアリングを行うとともに、会員の協力を得つつ、オフサイト・モニタリングの項目、方法を調査し、本年9月を目途にモニタリング調査票を作成する方向で検討します。

(3) 「商品先物取引業統一経理基準」及び「有価証券報告書の標準様式」の取扱い

今般の総合取引所化に伴う商品の移管により、国内商品市場取引を行う会員の主たる業務が、金商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引となることが想定されることから、総合取引所化以後においては会社法、企業会計基準、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて対応するものとし、「商品先物取引業統一経理基準」及び「有価証券報告書の標準様式」の見直しは行わないこととします。

(4) 外務員登録資格試験制度及び内部管理者制度

① 登録外務員資格及び内部管理責任者資格の特例措置

証券外務員資格を管理するJSDAでは、商先外務員資格を有する者について、JSDAが開催する「認定研修」(令和2年12月31日終了予定)を受講・修了することで、商品関連市場デリバティブ取引に係る外務行為のみを行うことができる「特例商先外務員」資格を、また、自己売買業務を行うのに必要な知識、経験及び資質を有していると本会の認定する者(商先法の下で3年以上の自己売買業務への従事歴を有する者)について、JSDAが開催する「認定研修」を受講・修了した場合には、特例商先外務員資格(ディーラー限定)を、それぞれ付与することとなりました。

さらに、商先の内部管理責任者等資格を保有する者について、JSDAが開催する「認定研修」を受講・修了した場合には、商品関連市場デリバティブ取引限定の内部管理責任者等資格を付与することとなりました。

② 今後の課題

以下のとおり、制度間の調整、ハーモナイゼーションを図ることで、事業者及び外務員の負担軽減を目指し、JSDAと協議していくことについて合意しています。

ア 上記①の認定研修等に係る特例措置が令和2年12月31日に終了することから、そ

の後の特例商先外務員及び商品関連市場デリバティブ取引限定の内部管理責任者等に係る資格審査について、証券関係業務全般に係る広範な知識を求める必要性が低いことを踏まえ、本会の実施する外務員登録資格試験、登録更新講習及び内部管理責任者等研修を活用できないか。

イ 既存の一種証券外務員資格保有者、内部管理責任者及び営業責任者の資格保有者が、新たに(株)東京商品取引所のエネルギー市場等の商品先物取引を取り扱う際には、本会の実施する登録更新講習を受講、修了することで簡便に対応できないか。

ウ これらのニーズに対応するため、本会の外務員登録資格試験、登録更新講習及び内部管理責任者等研修の制度を以下の観点から見直す。

- ・ 商先法を基礎とした試験、講習としながら、金商法の外務行為にも堪えられる知識の保有を確認できるようにすること。
- ・ 商先外務員資格を取得、更新しようとする者、特例商先外務員資格を取得、更新しようとする者、一種証券外務員資格及び内部管理責任者等資格の保有者で商品先物取引を取り扱おうとする者等、こうした多様なニーズに対応する必要があるが、それぞれのニーズに応じた個別のコンテンツを作成するのではなく、コンテンツのパーツを作成し、ニーズに対応した試験、講習を組成すること（カフェテリア方式）でコスト低減を図ること。
- ・ 商先外務員資格が6年毎の更新、証券外務員資格が5年毎の更新であることから、このズレを調整すること。

(5) 苦情及び紛争仲介の取扱い

総合取引所化に伴い移管される商品の取引に関する相談、苦情及び紛争仲介については、金商法第156条の39に基づいて紛争解決等事業を行う者の指定を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）が取扱い、本会の相談センターで取り扱う事案は、商先法に基づく取引（令和2年7月26日以前の取引並びに同年7月27日以降の(株)東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引）に限定されます。

そのため、顧客が金融商品取引業を兼業する会員において、①移管される商品と移管されない商品の両方を取引し、そこでトラブルが発生した場合、②移管される商品を移管後も取引を続け、そこでトラブルが発生した場合、顧客はFINMACと相談センターの双方に申出をし、それぞれの機関において処理手続が行われることとなり、申出人にとって利便性を欠くことになるばかりか、一連の取引として発生した損益を明確に分けることも困難と考えられます。

これらの課題を克服するため、金商法と商先法に基づく取引に係る苦情や紛争について、FINMACにおいて一括して取り扱うことが望ましいものの、FINMACを含めた関係者における検討に時間が必要なことから、まずは総合取引所化以後の実務運用における協力の具体的方法について協議を進めています。

文責：大畑

V. 令和2年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について

本会が、平成27年11月25日制定（平成28年7月1日施行）の規則に基づいて行っております内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について、以下のとおりまとめました。

1. 内部管理責任者等研修

会員等は営業単位ごとに内部管理責任者を、また、営業単位のうち個人対面取引に係る業務を行うものにあつては、上記に加えて営業責任者を配置することが求められており、内部管理責任者又は営業責任者（以下「内部管理責任者等」といいます。）として配置されるためには、標記研修を受講・修了する必要があります。

本研修では、内部管理責任者制度の枠組み・内管責任者等の具体的役割・法令遵守分野における近時のトピック等職責を果たすうえで必要と考えられる事項について講習することにしていきます。今年度は7月27日に総合取引所が実現することから、昨年度に引き続き商先法と金商法での勧誘規制の違い等を含めた総合取引所における内部管理体制、登録外務員資格や内部管理責任者等資格の特例的取得方法等についての情報提供を行いました。

また、JSDAでは、商品関連市場デリバティブ取引に限定した内部管理責任者等資格について、本会の内部管理責任者等資格を保有する者は、JSDAの開催する「認定研修」を受講・修了することで当該資格を付与する特例措置を導入したこと（12ページ参照）、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて感染予防策を講じる必要があることから、内部管理責任者等研修の開催方法を検討した結果、より多くの希望者が安全かつフレキシブルに受講・修了できるよう、6月8日から7月22日までの間にリモート形式による研修用映像を視聴し、理解度確認テストで正答率が70%以上の受講者を受講修了として内部管理責任者等の資格を付与することにしました。

会員等19社から88名の申込みのうち、84名が受講・修了して内部管理責任者等の資格を付与されました。また、本研修は、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者等である方（＝既資格取得者）についても、最新の情報に触れていただくために、希望される方は本研修を受講できる旨をご案内したところ、会員3社から4名の方が受講されました。

研修の開催日、受講者数等及び講習内容は以下の通りです。

[令和2年度内部管理責任者等研修の開催日及び受講者数等]

開催日	形式	申込社数／申込者数
6月8日(月)～7月22日(水)	リモート形式	19社／88名

※ 8月以降の詳しい日程、方法、内容等は、各種情勢を見極めながら判断します。

[令和2年度内部管理責任者等研修の講習内容等]

内 容	担 当
第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について及び総合取引所制度下の外務員資格、内部管理責任者資格について」(40分)	事務局 (研修登録担当)
第二部 「内部管理責任者等と実効性のあるコンプライアンスの確保について」(90分)	TMI 総合法律事務所 弁護士 久保賢太郎 氏
効果測定/理解度確認テスト	

2. 内部管理総括責任者等研修

内部管理総括責任者等研修は、内部管理責任者等を指導・監督するとの観点から、リスクマネジメントを含めた実践的な知識の習得を目的とし、今年度中に1回の開催を予定しております。詳しい日程、方法、内容等は、各種情勢を見極めながら判断します。

文責：谷口

Ⅶ. 令和元年度（令和2年3月期）国内商品市場取引を行う会員25社の業務状況について

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を毎月提出していただいております。

この度、会員が取り扱う国内商品市場取引の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、平成30年度（対象27社）と令和元年度（対象25社）の比較を行いました。

集計方法等について

1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書（省令様式第12号）に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

1. 売買枚数

	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	42,617千枚	43,413千枚	1.9%
会員売買枚数(自己取引を含む)	41,228千枚	42,328千枚	2.7%
会員の占有率	96.7%	97.5%	—

※ 売買枚数は、期中に本会を脱退した2社のうち、データ提出のあった1社を含む26社の数値である。

【コメント】

令和元年度は、前年度比で国内市場全体の売買枚数が796千枚（1.9%）の増加、会員売買枚数も1,100千枚（2.7%）の増加となっています。

2. 受取手数料

	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)	令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	22,120百万円	23,496百万円	6.2%
H29年度比 受取手数料増加会員	—	12社	
H29年度比 受取手数料減少会員	—	11社	

※1 受取手数料の合計は、期中に本会を脱退した2社のうち、データ提出のあった1社を含む26社の数値であり、受取手数料の増加又は減少した会員数は、新規入会により比較ができない1社及び決算期変更により比較ができない1社を除く23社を対象としている。

※2 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。

※3 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

※4 9月決算の会員は、決算期に合わせ平成29年10月～平成30年9月、平成30年10月～令和元年9月、12月決算の会員は平成30年1月～平成30年12月、平成31年1月～令和元年12月、決算期変更の会員は平成30年4月～平成30年12月、平成31年1月～令和元年12月の額で集計し比較した。

【コメント】

- (1) 令和元年度は、会員の受取手数料は前年度比で1,376百万円（6.2%）の増加となっており、前年度比の増加又は減少した会員数はほぼ同数となっています。
- (2) 会員売買枚数（上記1. 参照）の増加率に比べて、受取手数料の増加率は大きくなっています。

3. 預り証拠金

	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末日現在)	令和元年度 (令和 2 年 3 月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	135,753 百万円	151,211 百万円	11.4%
H29 年度比 預り証拠金増加率 10%以上	—	12 社	
H29 年度比 預り証拠金±10%の範囲内	—	11 社	
H29 年度比 預り証拠金減少率 10%以上	—	2 社	

※ 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

【コメント】

- (1) 令和元年度は、前年度比で会員の預り証拠金が 15,458 百万円 (11.4%) の増加となっています。
- (2) 会員の預り証拠金の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 12 社、±10%の範囲内が 11 社、減少率 10%以上が 2 社となっています。

4. 委託者数

	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末日現在)	令和元年度 (令和 2 年 3 月末日現在)	増減率
委託者数の合計	78,440 人	80,178 人	2.2%
実働委託者数	12,698 人	10,070 人	▲16.6%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	16.2%	12.6%	—
H29 年度比 委託者数増加率 10%以上	—	3 社	
H29 年度比 委託者数±10%の範囲内	—	20 社	
H29 年度比 委託者数減少率 10%以上	—	2 社	

【コメント】

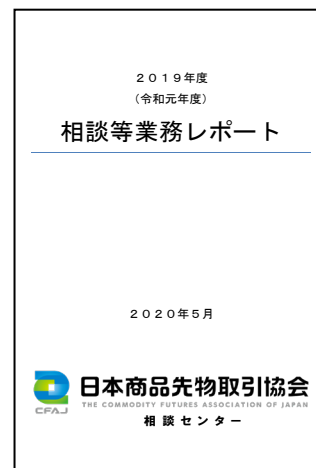
- (1) 令和元年度は、委託者数の合計は 1,738 人 (2.2%) の増加、実働委託者数は 2,628 人 (▲20.7%) の減少となっています。
- (2) 委託者数の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 3 社、±10%の範囲内が 20 社、減少率 10%以上が 2 社となっています。

文責：池嶋

Ⅶ. 2019（令和元）年度の相談等業務レポートの概要について

相談センターでは投資家等へ情報提供の一環として、毎年5月、前年度に寄せられた相談（問い合わせ）、苦情及び紛争仲介の受付、処理状況を整理・分析し、「相談等業務レポート」としてとりまとめ、協会ウェブサイト「資料・統計」メニューの「[相談センターの業務状況](#)」で公表しています。

本年は6月1日に2019年度（令和元年度）分を公表しました。ここで「相談等業務レポート」を簡単にご紹介します。



1. 主な記載項目

相談等業務レポートでは、以下の項目について、受付件数、申出人の属性、申出内容等の分類と分析を行っています。

- I. 概況（相談センターを開設した1999年度から2019年度まで）
- II. 2019年度における問い合わせ、苦情及び紛争仲介の処理状況（直近5年度との比較）
 1. 問い合わせの受付状況
 2. 苦情の受付及び処理状況
 3. 紛争仲介の受付及び処理状況
 4. 苦情等（苦情と紛争仲介直接申出）の状況

2. 2019年度（令和元年度）の内容

2019年度は1999年（平成11年）に相談センターを開設から21年目となります。この間、問い合わせ、苦情及び紛争仲介の受付件数は、いずれも大きく減少しました。

▼2019年度と1999年度（相談センター開設時）との比較並びにピーク年度の件数

	1999年度	2019年度	ピーク年度と件数	
問い合わせ	6,652	238	2001年度	8,221
苦情	503	3	1999年度	503
紛争仲介	25	12	2004年度	250

3. 受付事例（「相談等業務レポート」より一部抜粋）

2019年度に本会に寄せられた「問い合わせ」の主な相談内容や「苦情」「紛争仲介」の主な申出内容は以下のとおりでした。

(1) 問い合わせ

- ❖ 現在、株の取引を行っているが、商品先物取引にも興味があるので、仕組み等を教えてほしい。（男性、40歳代）
- ❖ 協会の紛争仲介制度（あっせん・調停）を利用するか、弁護士に相談するか検討しているので、その違いを教えてほしい。（女性、40歳代）

(2) 苦 情

- ❖ ある社の外務員から頻繁な電話があり困っている。協会で何とか対応してもらえないか。
(男性、60 歳代)
- ❖ 取引の途中に決済する旨伝えたが、翻意させられて 70 万円を追加入金した。その後すべて決済したが、追加した 70 万円まで損失になった。(男性、40 歳代)

(3) 紛争仲介

- ❖ 外務員から「原油は今は底なので絶対上がる」「今回は大丈夫」などと言われて取引をしたが、大きな損失を被った。(男性、50 歳代)
- ❖ 商品先物取引の経験がないにもかかわらず、一方的な商品の推奨ばかりで、商品の詳細やリスクに関して説明がないといった状況で取引を強いられた。(男性、50 歳代)

文責：原田

VIII. 統計資料等

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H30年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13	
R元年度	41	25	43,413	265	42,326	1,677	23,729	15	
R 2 年 度	4月	41	25	3,451	294	3,355	1,662	1,296	3
	5月	41	25	2,627	358	2,576	1,648	1,125	2
	6月	41	25	3,161	361	2,928	1,651	1,262	2
	計			9,239		8,859		3,683	
前年度 4~6月比			96.3%		94.9%		68.2%		

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

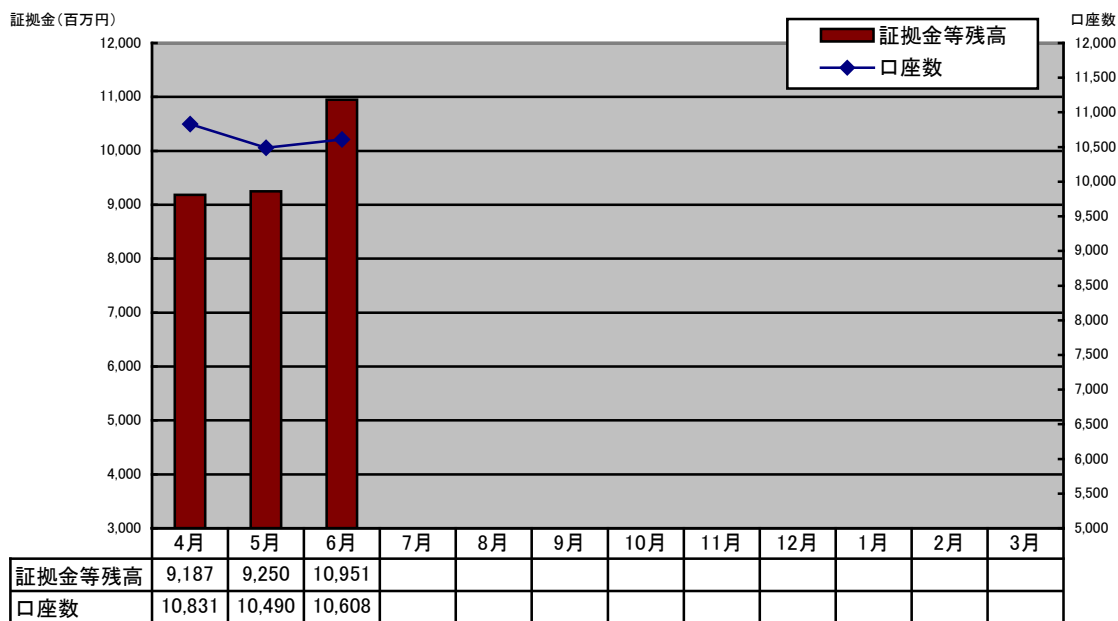
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品CFD取引の状況

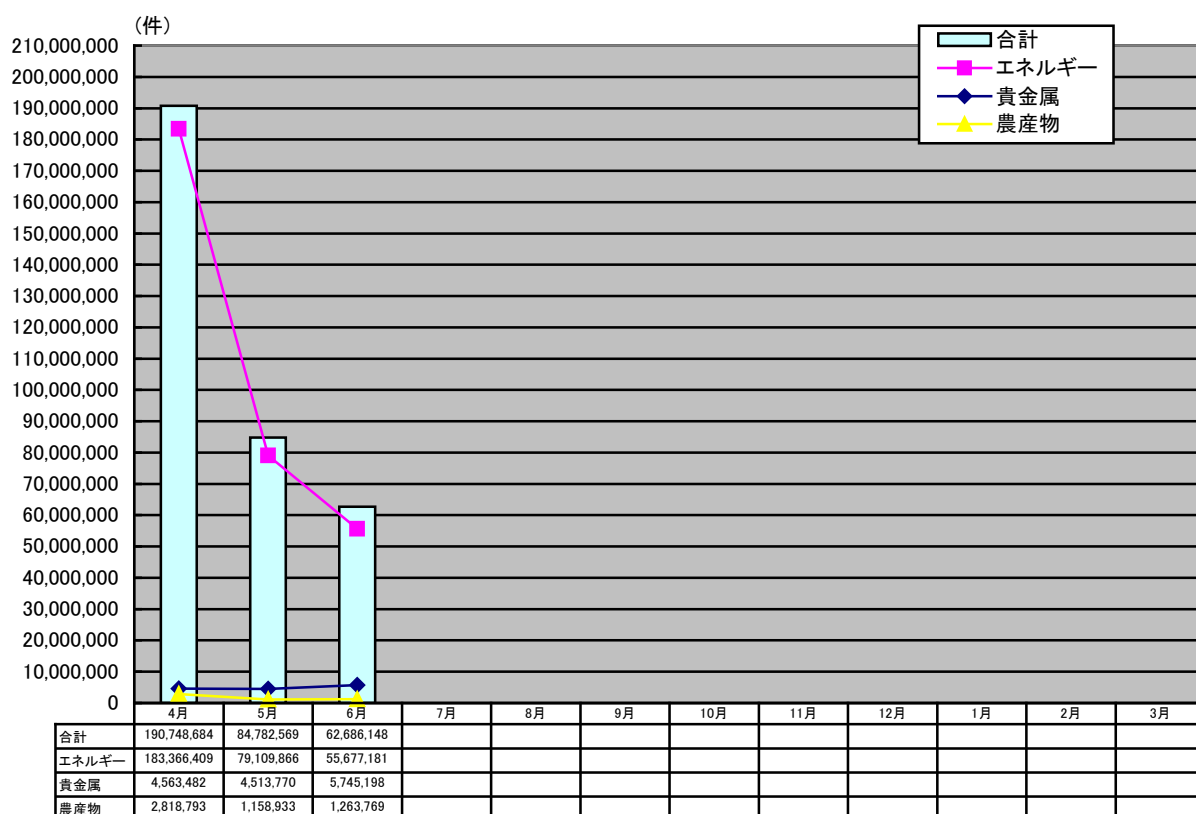
本会では規則に基づき毎月会員から店頭商品デリバティブ取引に係る業務報告を受けております。ここでは、その報告をもとに令和2年度の統計を掲載しました。

詳細は本会ホームページの資料・統計「[店頭商品CFD取引の統計](#)」をご覧ください。

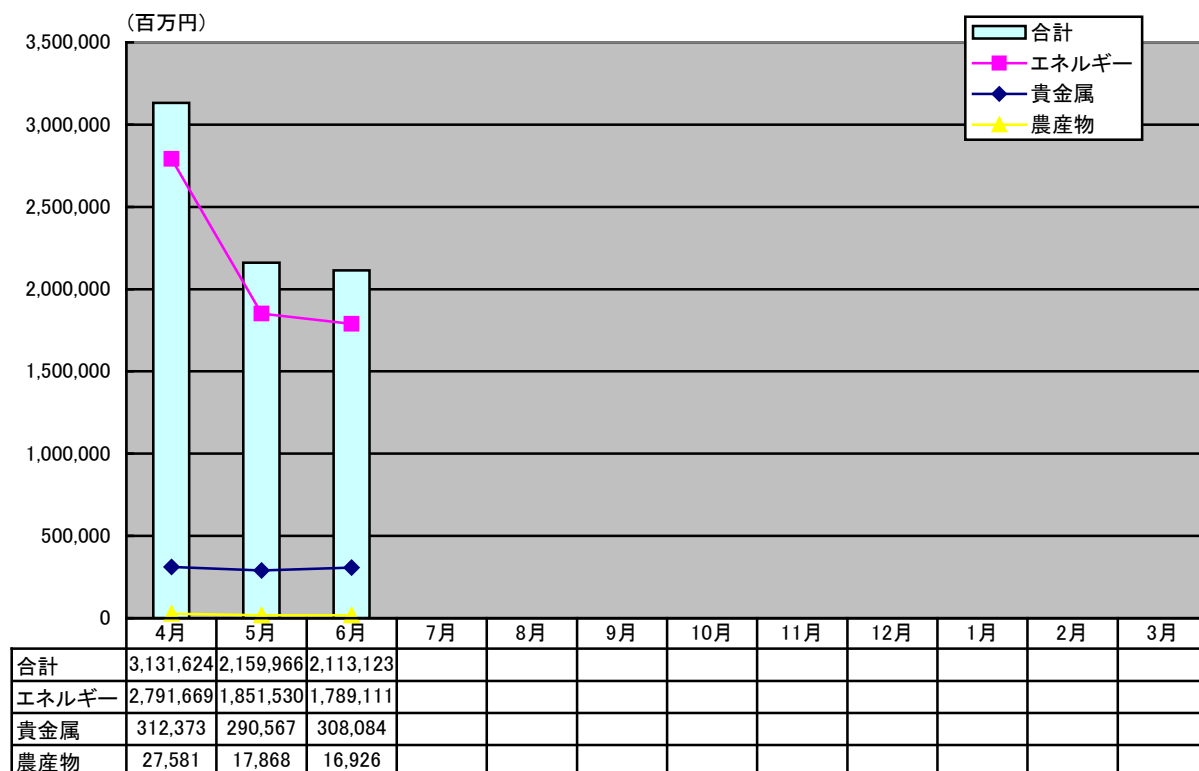
(1) 2020（令和2）年度 月末証拠金等残高と口座数



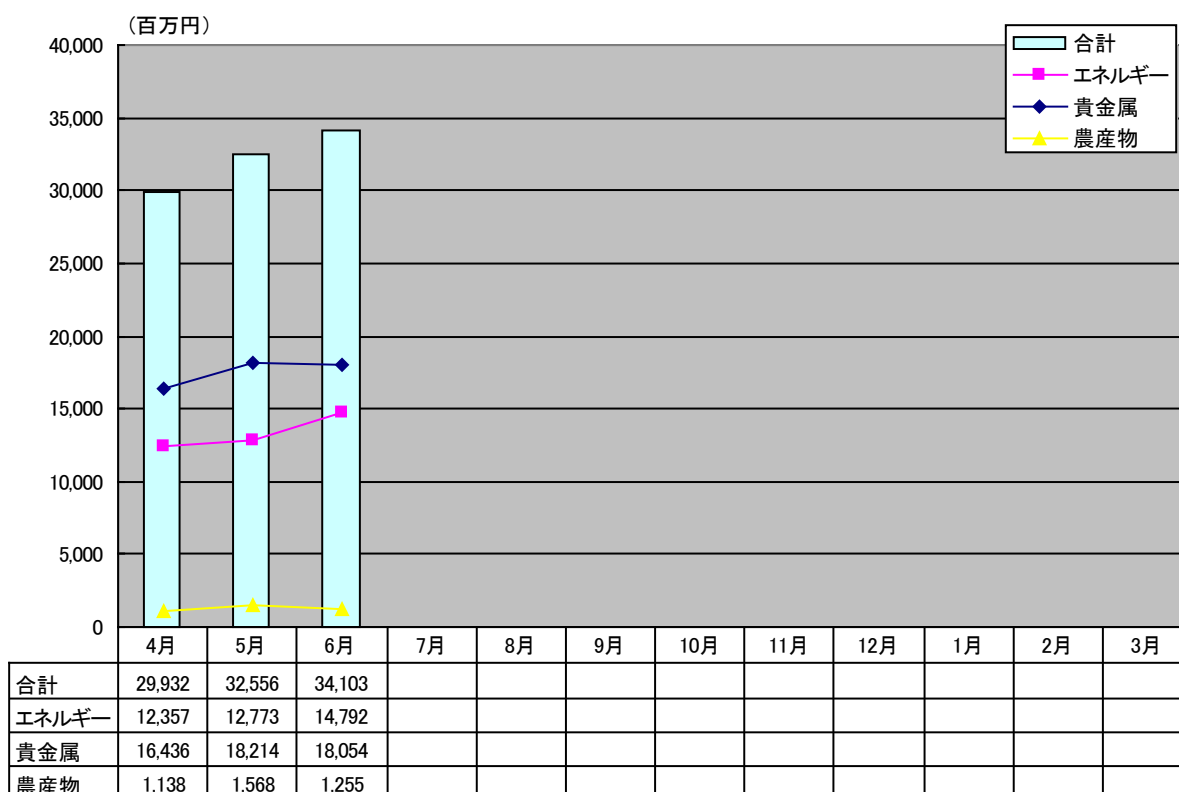
(2) 2020（令和2）年度 月間取引件数



(3) 2020（令和2）年度 月間取引金額



(4) 2020（令和2）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3.～5.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～令和元年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和 2 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	23,106	1,771	156	164	32	22	82	21	0	533	50	5	22,737	1,753	173
5 月	22,737	1,753	173	221	75	1	90	17	0	250	18	1	22,708	1,810	173
6 月	21,936	1,648	141	140	20	0	64	9	2	242	17	1	21,834	1,651	140

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※令和2年6月30日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000名以上	1	0
5,000名以上 10,000名未満	1	0
1,000名以上 5,000名未満	1	0
500名以上 1,000名未満	0	0
450名以上 500名未満	0	0
400名以上 450名未満	0	0
350名以上 400名未満	0	0
300名以上 350名未満	0	0
250名以上 300名未満	1	1
200名以上 250名未満	1	0
150名以上 200名未満	2	2
100名以上 150名未満	5	4
50名以上 100名未満	5	4
25名以上 50名未満	6	4
10名以上 25名未満	9	7
10名未満	9	3
合 計	41	25
外務員総数 (名)	21,694	1,651

注) 登録外務員数1,000名以上の3社はいずれも銀行である。

銀行関係(6社)の外務員数は19,865名であり、全体の91.6%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※令和2年6月30日現在

(単位：社)

10名以上	2
10名未満	3
合 計	4
外務員総数 (名)	140

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「マーケット情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場表」又は「ヒストリカルデータ」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html)）
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
"（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>